第二十二条の六第二項第五号中「が当該公告」を「が同号に規定する農用地利用集積等促進計画」に改める。

第二十二条の七第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「表の第二号の上欄に」を「法第六十五条の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に」に改め、同号イ中「譲渡資産の」を「譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の」に、「第二号」を「第一号」に改め、同号ロ及びハ中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第二号」を「第一号」に、「買換資産の所在地を」を「取得（建設及び製作を含む。次項から第八項までにおいて同じ。）をした資産（以下この条において「買換資産」という。）の所在地を」に、「同欄に規定する航空機騒音障害区域」を「同号の上欄のイからハまでに掲げる区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第三号」を「第二号」に改め、同号イ中「三鷹市等の区域内の既成市街地等」を「三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（次号イにおいて「三鷹市等の区域」という。）内の既成市街地等（表の第二号の上欄に規定する既成市街地等（同欄のニに掲げる区域を除く。）をいう。以下この号及び次号イにおいて同じ。）」に改め、同号ロ中「第三十九条の七第四項」を「第三十九条の七第三項」に、「次号」を「次号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「第四号」を「第三号」に、「法第六十五条の七第十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該」を「当該譲渡資産の所在地が集中地域（法第六十五条の七第十四項第一号に規定する集中地域をいう。以下この項において同じ。）以外の地域内であり、かつ、当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域内である場合における当該掲げる」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同項第一号イ中「法第六十五条の七第十四項に規定する集中地域をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号中「。次号において同じ」を削り、同項第三号中「場合及び」を「場合」に、「内である場合を」を「（熊谷市等の区域及び法第六十五条の七第十四項第三号に掲げる地域を除く。）内である場合及び当該譲渡資産の所在地が同項第三号に掲げる地域内であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を」に、「同号ロ」を「第一号ロ」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該買換資産の所在地が集中地域内であること。

ロ　当該譲渡資産又は買換資産のいずれかが法第六十五条の七第十四項に規定する本店資産に該当しないこと。

第二十二条の七第四項第四号中「所在地及び」を「構造又は用途」に、「並びにその譲渡年月日」を「、所在地及び譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）」に改め、同項第五号中「、所在地及び」を「又は用途」に、「並びにその取得年月日」を「、所在地及び取得年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）」に改め、同項第四号中「所在地及び」を「構造又は用途」に、「並びにその譲渡年月日」を「、所在地及び譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）」に改め、同項第五号中「及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）」を「、所在地及び取得予定年月日（船舶にあつては、種類、構造、規模及び取得予定年月日）」に改め、同項第七号中「資産について」を「資産の」に、「おいて適用を受けることとしている」を「おけるその適用に係る」に改め、同条第六項第五号中「所在地及び」を「構造又は用途」に、「並びにその譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）」に改め、同項第六号中「及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、規模及び取得予定年月日）」を「、所在地及び取得予定年月日（船舶にあつては、種類、構造、規模及び取得予定年月日）」に改め、同項第七号中「について適用を受けることとしている」を「のその適用に係る」に改め、同条第七項第一号中「及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類」及び「所在地及び」を削り、「並びにその取得予定年月日）」を「、所在地及び譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）」に改め、同項第二号中「所在地及び」を「構造又は用途」に、「並びにその譲渡年月日」を「、所在地及び譲渡年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模及び譲渡年月日）」に改め、同項第三号中「について適用を受けることとしている」を「のその適用に係る」に改める。

第二十二条の九の二中「掲げる金額」の下に「に相当する金額」を加える。

第二十二条の十一第四十八項第七号中「に規定する内国法人」を「の内国法人」に改め、同条に次の三項を加える。

50　法第六十六条の六第十二項の内国法人は、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係会社をいう。次項において同じ。）の第五十二項において準用する第四十八項に規定する財務省令で定める書類を整理し、起算日から七年間（欠損金額が生じた事業年度に係る当該財務省令で定める書類にあつては、十年間）、当該財務省令で定める書類を納税地に保存しなければならない。

51　前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

52　第四十八項及び第四十九項の規定は、法第六十六条の六第十二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四十八項中「同項各号に掲げる外国関係会社」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と、同項第七号中「第六十六条の六第十一項」とあるのは「第六十六条の六第十二項」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と読み替えるものとする。

第二十二条の十一の三に次の三項を加える。

15　法第六十六条の九の二第十二項の特殊関係株主等（同条第一項に規定する特殊関係株主等をいう。）である内国法人は、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係法人（同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係法人をいう。次項において同じ。）の第十七項において準用する前項に規定する財務省令で定める書類を整理し、起算日から七年間（欠損金額が生じた事業年度に係る当該財務省令で定める書類にあつては、十年間）、当該財務省令で定める書類を納税地に保存しなければならない。

16　前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

17　第十四項の規定は、法第六十六条の九の二第十二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十四項中「同項各号に掲げる外国関係法人」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係法人」と、「添付対象外国関係法人」とあるのは「添付不要部分対象外国関係法人」と読み替えるものとする。

第二十二条の十二の二を削る。